

VI 付属資料

1 プラン策定の経過

プランの策定にあたっては、三浦市男女共同参画懇談会及び第3次みうら男女共同参画プラン骨子案策定プロジェクトチームで検討を行いました。

【第3次みうら男女共同参画プラン骨子案策定プロジェクトチーム（PT）での取り組み】

日程	会議名等	内容
令和元年 7月3日	部門庶務担当課 長会議	・第3次みうら男女共同参画プラン骨子案策定プロジェクトチーム 設置について
7月29日	令和元年度 第1回PT会議	・「みうら男女共同参画プラン改訂版」の振り返りについて ・現行プラン状況調査について ・第3次みうら男女共同参画プラン骨子案策定プロジェクトチーム 会議の役割について
9月3日	第2回PT会議	・現行プラン状況調査結果について ・市民アンケートについて
10月15日	第3回PT会議	・令和元年度第1回三浦市男女共同参画懇談会概要について ・市民アンケートについて ・第3次みうら男女共同参画プランのコンセプトについて ・基礎データについて
12月23日	第4回PT会議	・市民アンケート（速報）について ・第3次みうら男女共同参画プランのコンセプトについて
令和2年 1月27日	第5回PT会議	・地域の課題・市民アンケート課題について ・第3次みうら男女共同参画プランのコンセプト（案）について
3月24日	第6回PT会議	・令和元年度第2回三浦市男女共同参画懇談会について ・第3次みうら男女共同参画プラン施策に関する庁内調査について
8月21日	令和2年度 第1回PT会議	・課題と現状の可視化について ・数値目標の設定について
11月6日	第2回PT会議	・数値目標等について ・素案について
12月25日	第3回PT会議	・令和2年度第4回三浦市男女共同参画懇談会の結果報告及び対応 について
令和3年 2月3日	第4回PT会議	・令和2年度第5回三浦市男女共同参画懇談会の結果報告及び対応 について ・暮らしやすさの事例について ・市民がこのプランを読んでどう行動するかの提案について

【三浦市男女共同参画懇談会の取り組み】

日程	会議名等	内容
令和元年 10月4日	令和元年度 第1回懇談会	・三浦市男女共同参画懇談会座長の選任について ・みうら男女共同参画プラン（改訂版）の振り返りについて ・市民アンケートについて ・第3次みうら男女共同参画プランのコンセプトについて

日程	会議名等	内容
令和2年 2月18日	第2回懇談会	・現状の取組み事項について ・地域の声・市民アンケートについて ・第3次みうら男女共同参画プランのコンセプトについて
7月21日	令和2年度 第1回懇談会	・第3次みうら男女共同参画プラン策定に係る施策調査の結果について ・第3次みうら男女共同参画プランのコンセプトについて
9月3日	第2回懇談会	・第3次みうら男女共同参画プランの数値目標について ・第3次みうら男女共同参画プランの構成について ・第3次みうら男女共同参画プランの基本目標について
11月13日	第3回懇談会	・第3次みうら男女共同参画プランの数値目標等について ・第3次みうら男女共同参画プランの素案について
12月18日	第4回懇談会	・第3次みうら男女共同参画プランの素案について
令和3年 1月22日	第5回懇談会	・第3次みうら男女共同参画プランの素案について
3月15日	第6回懇談会	・パブリックコメントの報告について ・第3次みうら男女共同参画プランの最終確認について

【その他】

日程	会議名等	内容
令和3年 2月9日～ 3月10日	パブリックコメン ト実施	・(仮)第3次みうら男女共同参画プラン(素案)について

※パブリックコメントについては、提出された意見はありませんでした。

◎コラム 「ジェンダー」ってなんだろう？①

ジェンダーとは、社会的、文化的に作られた性別のこと。生物学的性別(セックス)に対して、社会によって作り上げられた「男性像」・「女性像」のような男女の別を示す概念です。私は子どもの頃、女だからおせち料理作りを手伝いなさいと言われ、おせち自体がとても苦手になってしまったことがあります。どうして私だけおせちを作るんだろう、どうして男兄弟は言われないんだろう。口に出せないまま悶々と煮物を作りました。

ところで、国連が1975年に3月8日と定めた「国際女性デー」。女性の生き方を考える日として、ジェンダー平等の実現や女性の地位向上を改めて私たちが見つけ直す機会の一つとなっています。

この国際女性デーにちなみ、毎年英誌エコノミストが主要29か国を女性の働きやすさで指標化しているランキングでは、2021年3月の発表によると日本はブービー賞の28位。「男は仕事、女は家事」が当然だった時代から比べれば、日本の女性の参画は徐々に増加しているものの、世界的にはまだまだ男女格差は大きいとみなされているのです。

2 三浦市男女共同参画懇談会名簿 (50音順 敬称略)

氏 名	所 属 団 体 名 等
石渡 昇	三浦市青少年指導員連絡協議会
奥 由美子	神奈川県立かながわ男女共同参画センター参画推進課長
折居 典子	よみきかせサークルえほんの海をおよぐ
川名 大介	三浦市PTA連絡協議会
小柳 洋子	三浦市農業協同組合
齋田 聖子	三浦市社会福祉協議会
惣田 昭浩	三浦市市民部長
仁藤 千枝里	三浦市人権擁護委員会
藤 美枝子	国際ソロプチミスト三浦
堀越 英一	三浦商工会議所
松岡 かおり	はっぴー子育て応援団
松岡 由紀	三浦市立学校教頭
水上 美弥子	JF みうら漁協女性部婦人連絡協議会
○吉中 季子	神奈川県立保健福祉大学保健福祉学部社会福祉学科准教授

○は座長

3 三浦市男女共同参画懇談会に関する要綱

(開催)

第1条 市長は、本市における男女共同参画社会の実現に向けた取組に関し必要な検討を行うため、三浦市男女共同参画懇談会(以下「懇談会」という。)を開催する。

(検討事項)

第2条 懇談会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) みうら男女共同参画プランに関する事。
- (2) その他男女共同参画に係る施策の推進に関する事。

(構成)

第3条 懇談会の構成員は、知識経験を有する者、公共的団体等が推薦する者及び関係行政機関の職員とする。

2 懇談会に座長を置き、構成員の互選により定める。

3 座長は、会務を総理する。

4 座長に事故があるときは、座長があらかじめ指定する構成員がその職務を代理する。

(意見の聴取)

第4条 懇談会は、必要に応じて懇談会の構成員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 懇談会の庶務は、男女共同参画事務主管課において行う。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、懇談会に関し必要な事項は、座長が構成員の意見を聴いて定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

4 三浦市男女共同参画社会形成推進会議設置規程

(趣旨)

第1条 この規程は、本市における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るため三浦市男女共同参画社会形成推進会議（以下「推進会議」という。）を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 推進会議は次の事項を所掌する。

- (1) 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の啓発及び推進活動に関すること。
- (2) 男女共同参画社会の形成の促進に関する調査、研究、協議、情報交換及び連絡調整に関すること。
- (3) その他男女共同参画社会の形成の促進に関する必要な事項。

(組織)

第3条 推進会議は、会長、副会長及び委員をもって構成する。

(会長及び副会長)

第4条 会長には市民部長を副会長には市民部市民協働課長をもって充てる。

- 2 会長は、推進会議の会務を総理し推進会議を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(委員)

第5条 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

- 2 会長は、前項に掲げる者のほか必要に応じ、関係職員を推進会議に出席させることができる。

(会議)

第6条 推進会議は会長が招集し、その議長となる。

- 2 推進会議は、必要に応じ開催するものとし、会長が必要と認めるときは、会長が指名した委員による会議を開催することができる。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、男女共同参画主管課において処理する。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、推進会議の運営について必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

附 則 (抄)

この規程は、平成10年11月1日から施行する。

別表 (第5条関係)

政策部政策課長
総務部人事課長
総務部防災課長
市民部市民サービス課長
経済部観光商工課長
保健福祉部福祉課長
保健福祉部子ども課長
保健福祉部健康づくり課長
保健福祉部高齢介護課長
教育部学校教育課長

5 三浦市審議会等への女性登用推進指針

(趣旨)

第1条 この指針は、みうら男女共同参画プランに基づき、市の審議会等への女性登用の積極的な推進に関し必要な事項を定める。

(対象)

第2条 この指針で、審議会等とは法律あるいは条例により設置された付属機関及び規則・要綱等に基づき設置された審議会、委員会、協議会等をいう。

(目標)

第3条 一審議会等の女性委員構成比率を概ね30%以上とすることを当面の目標とするが、最終目標は男女ほぼ同数で審議会等が構成されるよう努力するものとする。

(選任事務)

第4条 三浦市事務決裁規則に規定する部長及び事務局長、監査委員事務局長、農業委員会事務局長、選挙管理委員会事務局長(以下「部長等」という。)は、その所管する審議会等委員の選任事務に当たっては、前条の目標が達成できるよう、次の各号に掲げる事項に配慮し、積極に取り組むものとする。

(1) 女性委員のいない審議会等への女性の登用を促進すること。

(2) 学識経験を有する委員については、女性の人材把握に努め、女性の登用を推進する配慮をすること。

(3) 団体代表の委員の推薦に当たっては、他薦と重複委員を避けるため団体の長の役職者に限定せず、女性の推薦について協力を求めること。

(4) 新たに設置する審議会等に当たっては、女性の委員の割合を、前条に規定する目標数値以上にあるよう努めること。

(促進)

第5条 部長等は、毎年度当初に、その所管する審議会等の前年度における女性の委員の登用状況を、この指針を所管する部長(以下「所管部長」)に報告する。

2 所管部長は、報告された内容について、第3条の目標達成のため、部長等に必要な要請を図るものとする。

(その他)

第6条 この指針に定めるもののほか、必要な事項は、所管部長が定める。

附 則

この指針は、平成13年10月1日から施行する。

6 第2期三浦市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

第2期三浦市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）第15条に基づき、三浦市長、三浦市議会議長、三浦市教育委員会、三浦市選挙管理委員会、三浦市代表監査委員、三浦市農業委員会、三浦市病院事業管理者が策定する特定事業主行動計画です。

1 計画期間

本計画の期間は令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間とします。

2 計画の推進に向けた取組等

本市では、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、人事課において、本計画の策定・変更、本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況について、毎年1回点検・評価し、その結果を公表します。

3 前計画（平成28年度から5年計画）の振り返り

【目標1】人材育成及び登用について（行政職）

管理・監督的地位にある職員に占める女性職員の割合 15%以上（策定時：10.77%）

[4月1日時点]

平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
10.77%	12.98%	12.59%	13.77%	13.67%

【目標2】仕事と家庭の両立について（全部局）

① 男性職員の配偶者出産休暇の取得率 100%（策定時：91.67%）

② 男性職員の育児休業取得率 13%（策定時：0%）

	平成27年中	平成28年中	平成29年中	平成30年中	令和元年中
配偶者出産休暇	91.67%	80%	57.14%	42.86%	76.92%
育児休業	0%	6.67%	12.5%	12.5%	0%

【目標3】超過勤務について（行政職）

職員一人あたりの時間外勤務時間数 年157.46時間以下（策定時：157.46時間）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
年平均	157.46	101.44	176.91	168.04	169.17
月平均	13.12	8.45	14.74	14.0	14.1

※選挙に係る時間外を除く。

4 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標

法第15条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成27年内閣府令第61号。以下「内閣府令」という。）第2条に基づき、女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行いました。

当該分析結果及び前計画の振り返り（目標に対する数値結果）を勘案し、女性職員の活躍推進に向けて本市が掲げる目標及び取組みを次のとおりとします。

3つの目標

目標1 管理・監督職に占める女性職員比率の向上

令和7年度までに20%以上

[内容]

令和7年度までに管理・監督職（グループリーダー・主査級以上の職員）に占める女性職員の割合を20%以上にします。（医療職及び技能労務職を除く。）

[理由]

管理・監督職に占める女性職員の割合が令和2年度時点で約14%と依然低い状況にあります。三浦市という組織において、女性職員が各職場におけるチームの中心を担う存在であるよう、女性の活躍の場を増やしていきたいと考えます。また、多様性の時代において、様々な視点からの意見を集約し、政策・施策に反映していく必要があります。このためには、意欲と能力のある女性職員が政策等の決定過程に関われるよう、管理職への積極的な登用を行うことが重要であると考えます。女性職員自身のより積極的な活躍、そして、組織が多様性の時代を生き残っていけるよう、リーダー層（管理・監督職）に占める女性職員比率の向上を目指します。

[取組み]

- ・将来の管理職候補となるべき女性職員の育成を図るため、人事・財政・企画・危機管理等、多様なポストへ積極的に配置します。
- ・男女ともに活躍できる職場環境づくりを目指すための研修（意見交換・グループワーク）を開催し、職員の意識変革を促します。

目標2 男性職員の育児休業等の取得率の向上

① 男性職員の育児休業取得率 令和7年度までに30%以上

② 育児ライフ休暇の5日以上取得率 令和7年度までに100%

※育児ライフ休暇（育児休業、配偶者出産休暇、育児参加休暇）

[内容]

- ① 令和7年度までに、男性職員の育児休業取得率を30%以上にします。
- ② 令和7年度までに、育児ライフ休暇（男性職員の育児休業、配偶者出産休暇及び育児参加休暇の総称）の5日以上取得率を100%以上にします。

[理由]

男女が共に活躍する社会とは、ワーク（職場）のみならず、ライフ（家庭）においても、共に協力し、活躍する社会のことだと思います。まだ比率は低いですが、近年では男性職員も育児休業を取得し始めています。育児参加が必要となる世代の職員は、チームの中心となる年齢層であることが多く、一時的に職務を離れることは、他のメンバーの負担も決して軽いものではありません。業務運営上の課題も多く存在するのが現実です。しかし、その負担や課題は、男性職員に限らず女性職員が育児休業を取得する場合においても同様です。様々な課題がありつつも、男性も女性も育児休業を取得することが当たり前な状況を目指すことは、職員、組織にとって目指すべき姿であるように思います。そのような状況を作り出すことで、男性、女性相互の理解も進み、より協力し合うチームに成長していけるものと期待し、男性職員の育児への積極的参加を促す上記目標を定め、達成を目指します。

[取組み]

- ・出産・育児に対する休暇制度等をまとめたパンフレットを作成し、配偶者の出産（予定）の報告があった男性職員（以下、「対象職員」という。）に対して周知を行います。
- ・対象職員の所属長に対し、休暇制度等について周知し、制度への理解を深めるとともに、休暇等の取得について積極的な働きかけを行います。

- ・ 休暇に際し、業務分担の見直し、会計年度任用職員の採用や人員配置など、業務遂行に必要な体制の調整を図ります。

目標3 働き方改革の推進

- ① 時間外勤務の削減 月平均 13 時間以下
- ② 年休取得率向上 年 5 日以上の取得者割合 100%

[内容]

- ① 令和7年度末において、時間外勤務の月平均時間（選挙等の臨時の業務に係る時間外勤務を除く。）を13時間以下とします。（医療職及び技能労務職を除く。）
- ② 令和7年度までに、年10日以上年次有給休暇が付与されている職員に対する年5日以上の年次有給休暇取得者割合を100%にします。（医療職は除く。）

[理由]

総労働時間をコントロールし、ライフ（一人ひとりの生活）の時間も十分に確保する状況を作り出すことは、職員が意欲的に働くことにつながり、より一層の生産性向上につながるものだと思います。時間外勤務については、平成27年度の実績水準を上回ることなく維持し、かつ、全ての職員（年10日以上付与の職員）が年次有給休暇を年5日以上取得することを目標に掲げ、総労働時間の縮減と効率的な業務遂行を目指します。

[取組み]

- ・ 所属長においては、時間外勤務命令の事前命令を徹底し、業務量に偏りがあると判断した場合には、業務分担の見直しを行い、業務量の平準化を図ります。
- ・ 「ノー残業デー（毎週水曜日、給与支給日）」の定時退庁を徹底するため、庁内放送での周知を引き続き行い、各所属における呼びかけ等も実施していきます。
- ・ 上記のノー残業デー以外に、個人ごとに月2日程度のノー残業デーを設定する等、定時退庁がしやすい環境づくりを検討します。
- ・ 年次有給休暇の取得状況向上を図るため、各職場において計画的な年次有給休暇の取得を促します。（計画年休制度を検討します。）
- ・ 残業時間や年休取得日数の把握がリアルタイムで容易に行うことができるよう、出退勤システムの導入について検討します。
- ・ 総労働時間の縮減につながる業務改善やデジタル技術の導入を全庁的に協力し、推進していきます。
- ・ 効率的な業務で成果を出す職員個人・チームを高く評価する人事評価制度の導入を検討します。

◎コラム「ジェンダー」ってなんだろう?②

世界経済フォーラムが発表した男女格差報告「ジェンダー・ギャップ指数 2020」によれば、日本は世界 153 カ国中 121 位。これはG7（先進7カ国）中最下位であり、前年 2019 年の 110 位からもさらに低下しています。特に政治分野や経済分野での低数値が主な要因とされています。

例えば、国が掲げた「第4次男女共同参画基本計画」では、地方防災会議の女性登用目標は 2020 年度までに全国市町村で 30%とすることを目標としていましたが、達成度は約 2%に留まりました。

世の女性に、より生きやすい道が開かれるには、同じ思いを感じた女性リーダーの進出も必要でしょう。しかし、単純に女性の登用比率さえ目標値に達していれば男女共同参画は一丁あがり！ではありません。

GGI（ジェンダーギャップ指数）2020年

順位	国名	GGI 値
1位	アイスランド	0.877
2位	ノルウェー	0.842
3位	フィンランド	0.832
4位	スウェーデン	0.820
5位	ニカラグア	0.804
6位	ニュージーランド	0.799
7位	アイルランド	0.798
8位	スペイン	0.795
9位	ルワンダ	0.791
10位	ドイツ	0.787
⋮	⋮	⋮
119位	ベナン	0.658
120位	アラブ首長国連邦	0.655
121位	日本	0.652
122位	クウェート	0.650
123位	モルディブ	0.646
⋮	⋮	⋮
153位	イエメン	0.494

※各分野のデータ

- 保健福祉分野：新生児の男女比率、健康寿命
- 教育分野：識字率、初等・中等・高等教育の各在学率
- 経済分野：労働力率、同じ仕事の賃金の同等性、所得の推計値、管理職に占める比率、専門職に占める比率
- 政治分野：国会議員に占める比率、閣僚の比率、最近50年の国家元首の在任年数

分野	順位	値
保健	40位	0.979
教育	91位	0.983
経済	115位	0.598
政治	144位	0.049

・ 出展：「Global Gender Gap Report2020」（World Economic Forum）をもとに作成

7 男女共同参画社会基本法

[平成十一年六月二十三日号外法律第七十八号]

目次

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社

会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

（設置）

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (抄)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

8 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

[平成二十七年九月四日号外法律第六十四号]

目次

第一章 総則（第一条—第四条）

第二章 基本方針等（第五条・第六条）

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針（第七条）

第二節 一般事業主行動計画等（第八条—第十八条）

第三節 特定事業主行動計画（第十九条）

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表（第二十条・第二十一条）

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第二十二条—第二十九条）

第五章 雑則（第三十条—第三十三条）

第六章 罰則（第三十四条—第三十九条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性はその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（事業主の責務）

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(以下この条において「都道府県推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(次項において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画(次項において「事業主行動計画」と総称する。)の策定に関する指針(以下「事業主行動計画策定指針」という。)を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
- 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画等

(一般事業主行動計画の策定等)

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第十四条第一項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取

り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

（基準に適合する認定一般事業主の認定）

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

（特例認定一般事業主の特例等）

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

- 2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

（特例認定一般事業主の表示等）

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

（特例認定一般事業主の認定の取消し）

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

- 一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。
- 二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- 四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

（委託募集の特例等）

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。
- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

- 4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条第一項、第四十二条の二、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
- 6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の三の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の三中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。
- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求められることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- 二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- 二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。
- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員(以下この項において「関係機関等」という。)が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(公表)

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第二項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(権限の委任)

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十二条第四項の規定に違反して秘密を漏らした者
- 二 第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第二項（第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則（抄）

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

9 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

〔平成十三年四月十三日法律第三十一号〕

目次

前文

第一章 総則（第一条・第二条）

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）

第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条―第五条）

第三章 被害者の保護（第六条―第九条の二）

第四章 保護命令（第十条―第二十二條）

第五章 雑則（第二十三条―第二十八条）

第五章の二 補則（第二十八条の二）

第六章 罰則（第二十九条・第三十条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

（定義）

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

（基本方針）

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勧案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
 - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
 - 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
- 一 面会を要求すること。
 - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
 - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
 - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 八 その性的羞（しゆう）恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶

者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者(被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等(被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。)の同意(当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意)がある場合に限り、することができる。

(管轄裁判所)

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。
 - 一 申立人の住所又は居所の所在地
 - 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地(保護命令の申立て)

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令(以下「保護命令」という。)の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
 - 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時の事情
 - 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時の事情
 - 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時の事情
 - 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
 - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
 - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容
- 2 前項の書面(以下「申立書」という。)に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、

申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にある場合は、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第百九号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)
- 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用
- 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
- 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
- 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者（第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則（抄）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

10 専門用語等に関するリンク集（本文出現順に記載しています。）

・「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」「持続可能な開発目標(SDGs)」
(国際連合広報センター)

https://www.unic.or.jp/activities/economic_social_development/sustainable_development/2030agenda/

・「ジェンダー・ギャップ指数 2020」(「かながわジェンダーダイバーシティ・データベース」より)

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/x2t/database.html>

・「すべての女性が輝く社会づくり本部」「女性活躍加速のための重点方針」(首相官邸)

https://www.kantei.go.jp/jp/headline/brilliant_women/

・「防災基本計画」(内閣府)

<http://www.bousai.go.jp/taisaku/keikaku/kihon.html>

・「避難所運営ガイドライン」(内閣府)

<http://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/index.html>

・「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点から防災・復興ガイドライン」(内閣府)

<https://www.gender.go.jp/policy/saigai/fukkou/guideline.html>

・「神奈川なでしこブランド」(神奈川県)

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/z4r/nadeshiko/index.html>

◎コラム「ジェンダー」ってなんだろう?③

近年高まりを見せた#MeToo運動（セクシャルハラスメントや性的被害をSNSで告発する運動）や、現在も国内で議論が続く選択的夫婦別姓制度の要望等は、不平等を感じている女性たち自身が立ち上がり声を上げてきたものです。裏を返せば、まだまだムーブメントを起こさなくてはいけないほど男女共同参画は不十分な状態であると言えます。また、男女という垣根も超えた性の多様性が普遍的になってきています。もし誰もが幼少期からジェンダー格差がない世界で育ったとしたら、ジェンダーという言葉すら必要なくなるのかもしれませんが。

こうした運動や施策がなくともよいくらい、当たり前「ひとりひとりが おたがいに 尊重し合い 幸せに暮らせる社会」を実現すべく、市民の皆さんと関係機関が手を取り合い計画を実行していきましょう。

男女共同参画に関する市民アンケート

—報告書—

令和2年2月

三浦市

調査の概要

1 調査の目的

市民の男女共同参画に関する意識を把握し、男女共同参画社会の実現に向け課題を抽出し、男女共同参画行政施策のための参考資料と次期「みうら男女共同参画プラン」の策定の基礎資料とする。

2 調査の実施方法

- (1) 調査地域 市内全域
- (2) 調査対象 三浦市在住の満 20 歳以上 60 歳未満の各世代ごとに男女 200 人ずつ、及び、満 60 歳以上の男女 200 人、計 1,000 人
- (3) 抽出方法 無作為抽出
- (4) 調査方法 郵送法（郵送配布・郵送回収）
- (5) 調査期間 令和元年 10 月 29 日（火）～11 月 29 日（金）

3 回収結果

配布数	回収数	回収率
1,000	309	30.9%

4 調査項目（課題抽出のための分野やシーン）

調査項目	
基本属性	性別、年齢、就業形態、就業地、配偶者の有無、配偶者の就業、生計者、家族構成、住んでいる地域
1 男女の平等について	・「男女共同参画（社会）」という言葉の認知度 ・「みうら男女共同参画プラン」の認知度 ・男女の地位の考え方 ・男女が平等になるために必要な取り組み ・学校や社会教育の場の取り組み
2 生活の中での男女共同参画について	・「男は仕事、女は家庭」という考え方 ・家庭での子どもの教育やしつけの考え方 ・日常的な家庭の仕事の分担
3 仕事と生活の調和について	・仕事と生活が両立できる取り組み ・育児休業や介護休業の取得に対する考え方 ・育児休業や介護休業の取得状況 ・男性が育児休業や介護休業を取得することについての考え方
4 女性の活躍推進について	・女性の働き方 ・女性が長く働き続けることを困難にしていること

5 人権について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 女性の人権が侵害されていると感じる場合 ・ 親しい間柄における暴力の考え方 ・ ドメスティック・バイオレンスの経験 ・ DV 等の相談先 ・ 相談をしなかった理由 ・ DV 対策や支援の必要な取り組み
6 性的マイノリティについて	<ul style="list-style-type: none"> ・ 性的少数派（LGBT）の認知度 ・ 自分の身体の性、心の性について ・ 性的少数派（LGBT）の方々にとって生活しづらい社会か ・ 性的少数派の方々が生活しやすくなるための取り組み
7 男女共同参画推進のために必要な取り組みについて	<ul style="list-style-type: none"> ・ 男女共同参画社会をつくるために必要だと思うこと

5 アンケート取り組みの流れ

- (1) アンケート素案（提案）
 - ・ 三浦市男女共同参画懇談会（10/4）
 - ・ 第3次みうら男女共同参画プラン骨子案策定プロジェクトチーム（10/15）
- (2) アンケート作成
- (3) 対象者抽出・送付
- (4) アンケート回収・回答入力
- (5) 一次集計まとめ

6 アンケートを行って（評価等）

- ・ 回収率が伸びなかった。
- ・ 集計、分析は委託すべきだった。
- ・ 定期的な取り組みとすべき（5年程度など）
- ・ 就業項目は見直しすべき

7 アンケート結果

・ 自由記述欄には77件の意見が寄せられた。1人の回答者が複数の内容を記入している場合もあるため、件数は延べ件数である。

はじめに、あなたについて伺います

①性別は	1 女性	54%
	2 男性	46%
	3 その他(※)	0%
②年齢は	1 20～29歳	14%
	2 30～39歳	16%
	3 40～49歳	19%
	4 50～59歳	25%
	5 60～69歳	12%
	6 70歳以上	14%
③就業形態は	1 会社員（従業員300人未満）	18%
	2 会社員（従業員300人以上）	13%
	3 公務員	7%
	4 自営業（農業）	3%
	5 自営業（漁業）	1%
	6 自営業（商工サービス業等）	6%
	7 パート・アルバイト	21%
	8 学生	2%
	9 家事従事者(主婦・主夫等)	11%
	10 無職	14%
	11 その他（ ）	4%
④就業地は	1 市内	51%
	2 市外	49%
⑤配偶者は（事実婚・パートナーも含む）	1 あり ⇒⑥へ	61%
	2 なし ⇒⑦へ	30%
	3 いたが離別・死別した ⇒⑦へ	8%
⑥ ⑤の質問で「1 あり」と回答した方に伺います。あなたの配偶者は現在、何らかの仕事をしていますか。病気や出産、育児などで一時休業している場合も、仕事をしているものとみなします。	1 仕事をしている	69%
	2 仕事をしていない	31%
⑦主たる生計者は	1 自分	49%
	2 配偶者またはパートナー	33%
	3 その他	18%
⑧あなたが、現在同居している家族の構成は、次のうちどれですか。1つだけ選んでください。	1 単身世帯（ひとり暮らし）	11%
	2 1世代世帯（夫婦だけ）	22%
	3 2世代世帯（親と子）	52%
	4 3世代世帯（親と子と孫）	9%
	5 その他（ ）	6%
⑨お住まいの地域は	1 三崎地区	39%
	2 南下浦地区	38%
	3 初声地区	23%

※①性別の「3 その他」とは、性的少数派を考慮した選択肢です。戸籍上の区分とは別にご自身の主観によりご記入ください。

I 男女の平等について伺います

問1 「男女共同参画(社会)」という言葉を知っていますか。どちらか1つ選んでください。

1 はい	58%	2 いいえ	42%
------	-----	-------	-----

問2 あなたは、三浦市に「みうら男女共同参画プラン」という計画があるのを知っていますか。どちらか1つ選んでください。

1 はい	7%	2 いいえ	93%
------	----	-------	-----

問3 あなたは、現在の男女の地位についてどう思いますか。1～8の各項目について、あなたの考えに近いものをそれぞれ選んでください。

	男性優位 1	どちらかといえば 2	女性優位 3	わからない 4
1 家庭で	36%	44%	16%	4%
2 職場で	51%	35%	6%	8%
3 学校で	14%	49%	4%	33%
4 地域で	37%	33%	6%	24%
5 町内会・自治会活動で	36%	30%	7%	26%
6 社会通念、風潮で	66%	20%	4%	10%
7 法律制度上で	47%	30%	7%	16%
8 全体的にみて	63%	20%	3%	14%

問4 あなたが、今後男女があらゆる分野で平等になるために、もっとも重要と思うことは何ですか。次の中から1つ選んでください。

1 法律や制度のうえで見直しを行い、女性差別につながるものを改めること	12%
2 女性・男性を取り巻くさまざまな偏見、固定的な社会通念、習慣、しきたりを改めること	43%
3 女性が経済力をつけたり、技術を習得するなど、積極的に能力の向上を図ること	13%
4 女性の就業、社会進出を支援する施設やサービスの充実を図ること	13%
5 官公庁や企業などの管理職に、一定の割合で女性を登用する制度を採用・充実すること	7%
6 その他（ ）	3%
7 特にない	3%
8 わからない	4%

- あらゆる分野(全てにおいて)平等になるには難しいという考え(5件)
 - ・そもそも、あらゆる分野で平等になろうとする考えに無理がある。
 - ・平等であることは大切だと思うが、すべて平等にと言うのは難しく、平等に意識を向けすぎると、おかしな社会になると思う。
 - ・職種や体力の違いなどがあるので難しいのでは。
 - ・男女平等にはなかなか成るのはむずかしいと思います。男の人と女の人には体力的に生まれ持った体力的にも差があるのでそれを除いた一部の仕事にかぎられてしまいます。実労働や夜勤などの仕事は男性の方が上だと思います。
 - ・あらゆる分野で平等になることはない。
- 女性を優遇するような言葉という考え(2件)
 - ・女性の地位向上、守る等、平等を謳い文句に男性不利な状況下に置かれる事が多すぎる。
 - ・女性差別という意識の中で、男性が生きづらい。〇〇ハラということが是正された。
- 家事育児が重要という考え(2件)
 - ・家庭での家事育児を平等にする。
 - ・子育てから。
- その他
 - ・たがいが理解する気持ち
 - ・こういった選択肢に「女性が～」という考えこそ男女平等ではない。

問5 男女共同参画社会の実現に向けて、学校や社会教育の場でどのような取組が必要だと思いますか。1～4の各項目について、あなたの考えに近いものをそれぞれ選んでください。

	必要 1	どちらかと言えば必要 2	あまり必要ではない 3	必要ない 4
1 教育に携わる人が男女共同参画の理念を理解するための研修	47%	38%	13%	2%
2 幼いころから自立の意識を育み、男女平等の理念を推進する教育	54%	34%	10%	2%
3 各個人が個性や能力を発揮できる学習機会の確保	60%	30%	8%	2%
4 男女の区別なく、進路について情報を得る機会の確保	65%	27%	5%	2%

II 生活の中での男女共同参画について伺います

問6 「男は仕事、女は家庭」という考え方について、あなたはごどう思いますか。どちらか1つ選んでください。

1 賛成	21%	2 反対	79%
------	-----	------	-----

問7 家庭での子どもの教育やしつけについてどう思いますか。1～4の各項目について、あなたの考えに近いものをそれぞれ選んでください。

	賛成 1	やや賛成 2	やや反対 3	反対 4
1 職業や結婚などの人生設計に対する助言は男女で区別する	10%	27%	27%	36%
2 男の子は男らしく強く、女の子は女らしく心優しく育てる	19%	38%	21%	22%
3 食事の支度や洗濯など日常的な家事は男女を問わず身に付けさせる	82%	16%	1%	1%
4 家庭での子どものしつけや教育は母親の責任で行う	2%	11%	30%	57%

問8 日常的な家庭の仕事の分担について伺います。

「A理想」は全員の方がお答えください。「B現実」は配偶者のいる(事実婚を含む)方のみお答えください。

	A理想 (全員回答)					B現実 (配偶者がいる方)				
	主に夫 1	主に妻 2	夫婦共同 3	夫と妻以外の家族 4	その他 5	主に夫 1	主に妻 2	夫婦共同 3	夫と妻以外の家族 4	その他 5
1 掃除	2%	19%	73%	3%	2%	3%	65%	32%	1%	0%
2 洗濯	1%	30%	66%	2%	1%	3%	76%	19%	1%	1%
3 食事のしたく	1%	38%	58%	2%	2%	3%	79%	17%	1%	1%
4 食事のかたづけ	5%	17%	73%	1%	4%	8%	60%	29%	1%	2%
5 買い物	0%	20%	76%	1%	2%	3%	54%	42%	0%	1%
6 育児	0%	12%	84%	1%	2%	1%	60%	31%	0%	8%
7 介護・看護	0%	7%	80%	2%	10%	2%	39%	34%	1%	23%
8 地域活動 (自治会、PTA等)	6%	13%	74%	1%	6%	14%	50%	29%	1%	6%

Ⅲ 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）について伺います

問9 男女ともに仕事と生活を両立できるようにする公的な取り組みとして、あなたが最も重要だと思うものを1つ選んでください。

1 社会全体に対する意識づくり	28%
2 職場における差別禁止のための制度の強化	7%
3 両立支援のための制度の強化	26%
4 企業、事業所に対する環境整備の働きかけ	12%
5 出産や育児、介護等に関するサービスの充実	19%
6 就職や復職、起業に対する支援	6%
7 その他（ ）	2%

<p>○配偶者、パートナーの協力(2件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 配偶者の協力 ・ パートナーの理解 <p>○収入(2件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 安定した収入を約束される社会の現実 ・ 収入UP <p>○教育や社会的支援(3件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校での教育、ディスカッション、学生と高齢者とのディスカッション ・ 若い世代が活躍できる社会・支援。その結果、個人の意思で仕事と生活を選択できると思う。 ・ 苦手な事や、手が回らない部分をサポートしてくれる。情報やサービス <p>○その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1~6の取り組みでは無理である。 ・ 差別に結びつく法令や制度は撤廃、それ以上の公的な関与は大きなお世話
--

問10 育児や介護を行うための育児休業・看護休暇・介護休業・介護休暇について伺います。家庭で育児や介護が必要なとき、共に勤めのある夫婦が育児や介護の休暇や休業を取るとしたら、どうするのがよいと思いますか。1～4の各項目について、あなたの考えに近いものを1つ選んでください。

	夫が取るほうがよい 1	どちらかといえば夫が取るほうがよい 2	よい 3 夫も妻も同程度に取るほうがよい	どちらかといえば妻が取るほうがよい 4	妻が取るほうがよい 5	その他 6
1 育児休業	1%	1%	64%	8%	21%	4%
2 看護休暇	1%	1%	71%	18%	7%	3%
3 介護休業	1%	2%	80%	11%	2%	5%
4 介護休暇	1%	3%	81%	8%	2%	5%

問11 配偶者のいる方で、共働きの方にのみ伺います。

あなたの職場では、育児休業・看護休暇・介護休業・介護休暇を実際に取得できそうですか。または、取得できましたか。次の中から1つ選んでください。

	夫が取得できる／できた 1	どちらかといえば夫が取得できる 2	3 夫も妻も同程度に取得できる／できた	どちらかといえば妻が取得できる 4	妻が取得できる／できた 5	6 どちらも取得できない／できなかった	その他 7
1 育児休業	5%	2%	15%	16%	21%	21%	20%
2 看護休暇	4%	5%	19%	14%	17%	21%	19%
3 介護休業	3%	6%	19%	14%	13%	20%	25%
4 介護休暇	4%	13%	19%	12%	11%	19%	21%

問12 育児休業や介護休業を取る男性は、女性に比べて少ないのが現状です。その理由について、あなたの考えに最も近いものを1つ選んでください。

1 職場の理解を得られないから	33%
2 職場の同僚に申し訳ないと思うから	9%
3 昇進や昇給に影響する恐れがあるから	7%
4 休業後の職場復帰に不安があるから	8%
5 仕事の量が多いから	4%
6 仕事の責任が重いから	7%
7 休業中は収入が少なくなり、家計を維持できないから	22%
8 女性の方が育児や介護に向いているから	5%
9 その他 ()	5%

○育児休業や介護休業を取るのは女性という思い込み(7件)

- ・ 8(女性の方が育児や介護に向いているから)のように考える固定概念、社会の風習、思い込み
- ・ 女性がやる事だと思っているから。
- ・ 育児は女性という概念が社会全体にあるから。
- ・ 「主に育児は女性が行うもの」という社会的意識が強く、職場の理解や本人が休業を取得しないため。
- ・ 女性がやることだと考えているから。
- ・ 女性の方が向いているとおもうから・・・思っているから。
- ・ 男性も取るという習慣が定着していないから。

○社会風潮、現実問題(3件)

- ・ 社会的風潮、綺麗事と現実のギャップはまだまだ根強い。
- ・ 制度はあるものの、実勢は人手不足で現実的ではない。
- ・ 男性優位社会=仕事優先が根底にあるから。

○法整備(1件)

- ・ 法律で制度化すればよい。

○その他

- ・ 要介護状態になったら退職するつもりです。
- ・ 本人の意識の問題

IV 女性の活躍推進についてお伺いします

問13 女性の(1)理想の働き方(2)現在の働き方について、あなたの考えに近いものをそれぞれ1つずつ選んでください。

(1) 女性の理想の働き方 <全員、お答えください>

1 ずっと働く（勤務条件等を変えない）※	13%
2 ずっと働く（結婚や子育てを機に短時間勤務や勤務日を減らす）※	33%
3 結婚までは働き、結婚を機に仕事を辞める	6%
4 子どもができるまで働き、出産を機に仕事を辞める	7%
5 子育ての時期に一時仕事を辞め、その後は働く	36%
6 ずっと職業を持たず、家事に専念する	2%
7 その他（)	3%

※産前産後休暇と育児休業をとる場合を含む

○考え方(5件)

- ・その人の意向による。
- ・女性の考え方だと思います。
- ・本人の意思で決定できるのが理想
- ・その個人の希望にあった働き方を選べる。
- ・家、夫婦の考え方、環境

○その他

- ・2人で良い方法を。
- ・自由

(2) 女性の現在の働き方

<女性の方、及び、妻（パートナー）がいる男性のみ、お答えください>

1 ずっと働く（勤務条件等を変えない）※	11%
2 ずっと働く（結婚や子育てを機に短時間勤務や勤務日を減らす）※	19%
3 結婚までは働き、結婚を機に仕事を辞める	5%
4 子どもができるまで働き、出産を機に仕事を辞める	29%
5 子育ての時期に一時仕事を辞め、その後は働く	29%
6 ずっと職業を持たず、家事に専念する	3%
7 その他（)	4%

※産前産後休暇と育児休業をとる場合を含む

○考え方、支援による(5件)

- ・その人の意向による。 ・家、夫婦の考え方、環境 ・その時々家庭状況にもよる
- ・私は一度も主人を頼らず共働きをした、やはり家族の助けが必要。
- ・自身の体調、夫の収入状況、サポーターの有無に合わせて最善を選べるようにしたい。

○回答5に近い内容(1件)

- ・正社員を辞めた。その後妊娠出産し子が1歳を過ぎてパートとして新たな所で働いている。

○ある程度の時期になったら退職(2件)

- ・子どもたちが結婚し自立を機に専業主婦に戻る。
- ・アルバイトなので体力が落ちたら辞める。・自由

問14 今の社会全体からみて、女性が長く働き続けることを困難にしたり、障害になると考えられるものはどんなことですか。次の中からあなたが思うもの全てを選んでください。

1	出産、育児	234
2	家族等の介護	163
3	子どもの教育	86
4	家事	98
5	夫、妻の転勤	58
6	家族の無理解や反対	91
7	自分の健康	72
8	多様な勤務体系（フレックスタイム制度等）が整備されていない	113
9	職場での結婚退職、出産退職の慣行や雰囲気	68
10	保育所の保育時間と就労時間が合わない	130
11	昇進、教育訓練等の男女の差	60
12	女性はすぐやめる、労働能力が劣るという考え方	95
13	その他（)	8
14	わからない	5

○考えかた、環境(5件)

- ・ 本人の意思
- ・ 現場の理解が弱いことや遠距離通勤
- ・ 女性の中に働くことを軽く考えている人達がいる事
- ・ 男だから、女だからといった男女の性を基準として判断する考え方
- ・ 待機のない保育所の充実

○その他

- ・ 夫に家族を養うため給料を払わず正社員を雇わない自民党政治

V 人権についてお伺いします

問15 次の各項目で「女性の人権が侵害されている」とあなたの感覚に近いものを選んでください。

	全く 気になら ない 1	やや 許せない 2	全く 許しがた い 3
1 買春・売春・援助交際	15%	19%	66%
2 性風俗店	26%	36%	38%
3 ストーカー行為	2%	8%	90%
4 夫や恋人からの暴力	1%	5%	94%
5 レイプ	0%	2%	98%
6 痴漢	1%	8%	91%
7 雑誌や広告のヌード写真	40%	35%	25%
8 職場や学校、地域でのセクハラ	4%	17%	79%
9 ミス・コンテスト	75%	18%	7%
10 職場での男性との待遇の差	18%	49%	33%
11 家事負担が女性にかたよっていること	16%	56%	28%
12 「婦人」「未亡人」「女流」など女性にだけ用いられる言葉	61%	27%	12%

問16 配偶者や恋人など親しい間柄における暴力は、一般社会における暴力と同様の加害行為であると思いますか。あなたの考えに最も近いものを1つ選んでください。

1 思う	82%
2 まあまあ思う	12%
3 あまり思わない	3%
4 思わない	3%

問17 あなたは、ドメスティック・バイオレンス(夫婦、恋人同士などの親しい間で、身体的・心理的な暴力を受けること)を経験したり、身近で見聞きしたりしたことがありますか。あてはまるものを全て選んでください。

1 暴力を受けたことがある→何れか選択(身体的・心理的、経済的、性的)⇒問18へ	38
2 暴力をふるったことがある ⇒問20へ	14
3 身近に暴力を受けた当事者がいる ⇒問18へ	41
4 身近な人から相談を受けたことがある ⇒問18へ	22
5 暴力がマスコミやSNSなどで問題になっていることは知っている ⇒問20へ	183
6 暴力について見聞きしたことはない ⇒問20へ	51
7 その他 ⇒問20へ	7

問18 問17で「1 暴力を受けたことがある」「3 身近に暴力を受けた当事者がいる」「4 身近な人から相談を受けたことがある」と回答した方に伺います。あなたは、そのことを誰かに打ち明けたり、相談したりしたことがありますか。あてはまるものを全て選んでください。

1 相談機関や警察等に相談した	⇒問20へ	14
2 家族や友人に相談した	⇒問20へ	36
3 職場や学校で相談した	⇒問20へ	6
4 どこ（誰）にも相談しなかった	⇒問19へ	29
5 その他	⇒問20へ	7

問19 問18で「4 どこ（誰）にも相談しなかった」と回答した方に伺います。相談しなかったのはなぜですか。あてはまるものを全て選んでください。

1 自分が我慢すれば、何とかこのままやっていけると思ったから	6
2 相談しても無駄だと思ったから	17
3 自分にも悪いところがあると思ったから	6
4 相談するほどのことではないと思ったから	8
5 他人を巻き込みたくなかったから	14
6 恥ずかしくて誰にも言えなかったから	7
7 世間体が悪いから	3
8 そのことについて思い出したくなかったから	7
9 相談したことがわかると、仕返しを受けたり、もっとひどい暴力を受けたりすると思ったから	20
10 どこ（誰）に相談してよいのかわからなかったから	4
11 相談すると、担当者の言動で自分が不快な思いをすすると思ったから	3
12 その他（)	9

- ・直ぐに解決されていた。
- ・友人職場近所等の気づきからの通報体制の構築
- ・高齢者の人は理解できないと思う。
- ・過去の事を聞いただけだから。
- ・相手の育った環境的にしょうがないことだと思ったから、共存する方法を探す方に努めた。

問20 DVへの対策や支援として特に重要だと思う取り組みはなんだと思いますか。あてはまるものを3つまで選んでください。

1 家庭内であれ暴力は犯罪であるという意識の啓発	149
2 いざという時に駆け込める緊急避難場所の整備	133
3 緊急時の相談体制の充実	80
4 住居や就労斡旋、経済的援助など、生活支援の充実	70
5 カウンセリングや日常的な相談など、精神的援助の充実	72
6 関係機関やスタッフの充実	29
7 関係機関の紹介や暴力への対応方法など、さまざまな情報の提供	27
8 離婚調停への支援など、法的なサポートの充実	43
9 加害者に対する厳正な対処	124
10 カウンセリングなど、加害者の更正に関する対策の充実	38
11 裁判所、病院、住居探し等への同行支援	34
12 その他 ()	4
13 わからない	6

○情報収集(2件)

- ・第三者から情報提供を受けること。
- ・普段からの聞き取り。特に何もせずとも、DVの情報を把握するだけでも違うと思う。

○加害者への対応(2件)

- ・DVの被害者は、加害者に対して強く対処できない弱さもあるため、被害者に対する支援が必要。
- ・DV常習者の接近禁止の法令

VI 性的少数派について伺います

問21 あなたは性的少数派(またはLGBT)という言葉を知っていますか。どちらか1つ選んでください

1 はい	87%	2 いいえ	13%
------	-----	-------	-----

問22 あなたは今までに自分の身体の性、心の性または性的指向(同性愛など)に悩んだことがありますか。どちらか1つ選んでください。

1 はい	4%	2 いいえ	96%
------	----	-------	-----

問23 現在、性的少数派(またはLGBT)の方々にとって、偏見や差別などにより、生活しづらい社会だと思いますか。あなたの考えに最も近いものを1つ選んでください。

1 思う	⇒問24へ	32%
2 どちらかと言えば思う	⇒問24へ	52%
3 どちらかと言えば思わない	⇒問25へ	10%
4 思わない	⇒問25へ	6%

問24 問23で「1 思う」「2 どちらかと言えば思う」と回答した方だけお答えください。
性的少数派の方々に対する偏見や差別をなくし、性的少数派の方々が生活しやすくなるためにどのような対策が必要だと思いますか。あてはまるものを2つまで選んでください

1 行政が市民等へ周知啓発を行う	32
2 相談窓口等を充実させ、その存在を周知する	55
3 生徒や市民への対応を想定し、小中高などの学校教員や行政職員への研修等を行う	74
4 法律等に、性的マイノリティの方々への偏見や差別解消への取り組みを明記する	97
5 当事者や支援団体、行政等を交えた連絡、意見交換を行う	32
6 働きやすい職場環境づくりの取り組みをする	65
7 パートナーシップ制度の導入	70
8 わからない	18
9 その他（)	10

○施設等の整備(2件)
・LGBTの方が公共施設で安心して使用できるトイレ等の整備
・トイレや入浴施設など、性別に関わる施設の対応を充実させること。
○何もしない(2件)
・対策してもあまり意味がないと思う、時間をかけて理解してもらえないと思う。
・逆にそっとしておく。
○その他
・難しい!

VII 男女共同参画推進のために必要な取り組みについて伺います

問25 男女共同参画社会をつくるために、あなたが最も必要だと思うことを①から④の項目ごとに選んでください

①個人で心掛けること(1つ選んでください)

1 「男らしく」「女らしく」ということにとらわれず、「自分らしく」行動する	32%
2 男女ともに独立した人格としての自覚と責任意識を高める	19%
3 性別に関する偏見や先入観を持たないように心掛ける	9%
4 男女が互いに対等な存在として評価・尊重する意識を持つ	38%
5 その他（)	1%

①個人で心掛けること(1つ選んでください)
・差別する人から気にしない人、気にする人まで、様々な異なる認識の人々が共存していることを忘れない事
・行政が関与しない

②家庭での取り組み(1つ選んでください)

1 夫婦の関係が対等であるように努力する	29%
2 家事、育児、介護は男女を問わず分担し、協力する	42%
3 家事や育児の重要性を正當に評価する	11%
4 「嫁・姑」「後継ぎ」「墓」「氏」など、家系を中心にした家族観や慣習を改める	9%
5 子育てにおいて、性別によって教育やしつけの方針、態度を区別しない	7%
6 その他 ()	2%

②家庭での取り組み(1つ選んでください)

- ・お互いに相手を尊重する。
- ・日々発生する労力を分担し、きちんと相談しながら支え合う事
- ・個々の家庭にまかせる。

③社会全体での取り組み(1つ選んでください)

1 性別を理由にした差別的待遇を禁止・撤廃する法律を強化する	16%
2 性別に関わらず自分の人生を決められるよう、偏見や先入観を排除する	56%
3 テレビや新聞、雑誌などで性別による固定的な役割分担に基づいた男女の扱いをしない	7%
4 性的な興味の対象として、人を扱わない	3%
5 社会活動や政治に、女性がより参画できるような仕組みを作る	10%
6 社会活動や政治に女性を積極的に登用し、発言力を高める	5%
7 その他 ()	3%

③社会全体での取り組み(1つ選んでください)

- ・上記では無理
- ・分かりません。
- ・よくわからない!
- ・民間にまかせる。
- ・常にさまざまなタイプの人が満遍なく関わっているか確認し、間口を広く保つように努めること。

④三浦市における取り組み(2つまで選んでください)

1	学校教育における男女平等を推進する計画を進める	49
2	男女共同参画の意識を高めるための情報提供(冊子など)や学習の場(講座など)を充実する	19
3	事業所に対して職場における男女格差の是正を働きかける	41
4	事業所に対して仕事と家庭を両立しやすい労働条件の整備・改善を働きかける	97
5	多様な保育サービスを充実する	60
6	介護施設、介護サービスを充実する	72
7	女性を対象とした各種相談やDV被害から救済するための体制を充実する	22
8	ひとり親世帯の生活を安定させるための支援を充実する	32
9	性別にかかわらず地域で活動し、地域とのつながりをつくれるように支援する	40
10	夫婦がともに参加できる家事・育児や介護に関する学習の場(講座など)を充実する	8
11	市役所の責任ある立場に女性を積極的に登用する	18
12	市の施策に関する審議等を行う場に女性の参画を進める	14
13	市役所が率先して模範となることで、男女共同参画の職場づくりを働きかける	27
14	女性の能力・技術を高め、チャレンジをうながすための支援を充実する	19
15	性別に関する人権侵害をチェックし、是正するための制度を充実する	11
16	男女共同参画推進を目的とした市民活動を支援する	12
17	その他()	8

④三浦市における取り組み(2つまで選んでください)

- ・7番は女性だけでなく男性も救済の対象にすべきだと思います。(DV被害救済の体制)
- ・「男女共同」ではなく、どんな人でも関係なく関わられるよう、動けるよう、様々な機会を作って行くこと。
- ・分かりません。
- ・わからない。
- ・民間にまかせ、行政はそのじゃまをしないこと。

第3次みうら男女共同参画プラン

発行日 令和3年3月
編集 三浦市 市民部市民協働課
発行 三浦市
〒238-0298
三浦市城山町1番1号
電話 046-882-1111